

瀬戸市告示第9号

平成20年瀬戸市告示第36号（瀬戸市の歳入について、その徴収又は収納の事務を私人に委託した件）の一部を次のように改正し、告示の日から施行する。

平成27年2月18日

瀬戸市長 増岡錦也

次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に下線で示すように改正する。

改正後		改正前	
委託する事務	委託を受ける者	委託する事務	委託を受ける者
<省略>	<省略>	<省略>	<省略>
瀬戸蔵ミュージアム入館料の徴収事務	<省略>	瀬戸蔵ミュージアム入館料の徴収事務	<省略>
<u>瀬戸蔵ミュージアムでの瀬戸市刊行物等売払代金の徴収事務</u>	<u>公益財団法人瀬戸市開発公社</u>	瀬戸蔵施設等使用料及び駐車場使用料の徴収事務	<省略>
瀬戸蔵施設等使用料及び駐車場使用料の徴収事務	<省略>		
<省略>	<省略>	<省略>	<省略>